

24. (Gno.64) 日中公法の比較研究

代表：通山 昭治

2012/02/24 (承認) 2012 年度 (開始)

【研究の目的】

中国と日本の公法の比較研究を行う。

【研究活動及び成果】

総括

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、2020 年 12 月 5 日土曜日 (13 時 30 分から 16 時 55 分まで、オンラインで) に、中央大学日本比較法研究所共同研究グループ「日中公法の比較研究」主催で、下記の研究会活動を 1 回行っただけであった。

なお、来年度は 2 回の研究会を行いたいと考える。

その研究会 (司会は森光所員、参加者は 7 名) では、以下の 2 つの報告がなされた。以下はその成果報告である。

① 中国の緊急事態法制についての一考察 (石塚 迅)

報告要旨

本報告では、現代中国においてどのように緊急事態法制が整備 (強化) されてきたのか、かかる緊急事態法制は COVID-19 対策でどのように用いられたのか、について考察を加えた。

憲法の規定においては、長い間「戒厳」という表現が用いられてきた。1989 年には、この「戒厳」条項に基づいて、ラサ、北京に「戒厳令」が發布され、1996 年には『戒厳法』が制定された。

『戒厳法』は「国内の」「人為的な」「乱」に対処することを想定している。自然災害や感染症流行は『戒厳法』の射程外である。2002 年冬から 2003 年にかけての SARS 禍の教訓をふまえて、2004 年 3 月の憲法部分改正では、「戒厳」が「緊急状態に入る」という表現に改められ、2007 年には『突発事件応対法』が制定された。「戒厳」よりも広範な「緊急状態」という概念を法的に提示し、一方で、「緊急状態」に至らない状況を「突発事件応急状態」と表現し別途対応することとしたのである。

2020 年のコロナ (COVID-19) 禍においては、この『突発事件応対法』および『伝染病防治法』を根拠に様々な行政措置が実施された。武漢市のロックダウン (武漢封城) もその一環である。法律法規に基づき、具体的な対応には、中央政府ではなく地方政府があたった。「武漢封城」の徹底の背後には、強権的な封じ込めと住民の自発的な協力の両方があったと考えられるが、それがはたして成功と評価しうるのか。この検討については今後の研究課題である。

報告内容の構成は次のとおりである。

はじめに

- 一、戒厳
- 二、緊急状態と『突発事件応対法』
- 三、COVID-19 への対応

おわりに

質疑応答・コメント

質疑応答では、『戒厳法』と『突発事件応対法』の規律密度の濃淡、『伝染病防治法』における補償規定の有無およびその実効性、中国の緊急事態法制と法治主義との関連、緊急事態法制における警察と軍の位置づけ、「社会信用システム」の具体的内容等について、討議が展開された。

② 「中国規検監察派出駐在機構にかんする一考察」(通山 昭治)

報告要旨

1986年から2018年はじめまで存在した中国の行政監察機関・機構は、行政区画ごとのたての正規の機関にくわえて、中央と地方の行政機関等にたいして派出駐在させる機構をも設けていた。それを行政監察の派出機構という。それに中国共産党の規律検査委員会の規検組がくわわって、1993年から「合署辦公」(2つの看板・1つの組織)の規検監察派出駐在機構が組織されていた(なお、これらの領域では、党法と国法の連結等の問題がとくにみられる)。

2000年代の前半から上記の派出駐在機構にたいして中国共産党の直接指導を内容とするいわゆる「統一管理」の実施という改革が派出機構の「その他の行政からの自立」化をめざして試みられた。本報告はそれとそ後の新動向に主として焦点をあてたものである。

すなわち、はじめに「中国行政監察における派出機構について」にふれたうえで、一 中国における派出機構の自立化の試み(本論)では、1) 派出機構がかかえる問題点とその設置の限界、2) 「統一管理」実行の3つの段階-「テスト地点」の展開(第1段階)、3) 双方型の派出駐在機構にたいする統一管理の全面的な実施段階(第2段階)、4) 単独型の派出駐在機構にたいする統一管理の実施段階(第3段階)について詳述した(さらに詳細は下記の論文を参照)。

ついで、二 その後の展開について(張利生『派駐監督実践略論』、2020年7月、中国方正出版社、補論)では、1) 派出駐在監督制度の創設、2) 派出駐在の「合署辦公」の展開(本報告の主な対象時期)、3) 派出駐在の統一管理の探索と完備化(同上)、4) 派出駐在の統一管理の健全化(その後の時期)、5) 派出駐在改革の全面的な推進(同上)、6) 派出駐在機構改革の深化(同上)について簡単にふれておいた。

最後に、まとめの2年前の「2018年12月21日報告にたちかえって」(劉松山『健全憲法実施和監督制度若干重大問題研究』、2019年8月第1版、中国人民大学出版社)で、党法と国法の連結等の問題に関連して今後を展望した。

質疑応答

本報告の位置づけの問題や行政監察要員のリクルートはどうなっているのかなどの貴重な質問がだされた。なお、このリクルートの問題については、今後の課題とした。

学術雑誌

通山 昭治「中国行政監察史論(1997年-2010年)」『法学新報』127巻12号(2021年3月)など

口頭発表

2020年12月 石塚 迅 「中国の緊急事態法制についての一考察」

2020年12月 通山 昭治「中国規検監察派出駐在機構にかんする一考察」